

意見・情報の募集の結果(整理表)

輸入植物検疫の見直し案に関するリスクコミュニケーションにおいて、意見・情報の第2回目の募集(平成24年3月23日締切)を行ったところ、3名の方々から、ご意見をいただきました。これらのご意見等について、論点ごとに整理した上で、意見等に対する当方の見解・回答を付して下表のとおり公表いたします。また、見直し案の再修正案を別添のとおり公表いたします。

2012/5/8

消費・安全局植物防疫課取りまとめ

論 点	意見等提供者	意 見 等	意見等に対する当方の見解・回答
暫定的検疫有害動植物に対する病害虫リスク分析の実施について	貿易・流通業(男性)	<p>名実ともにしっかりと科学的根拠のもとに国内農業に病害虫による経済的損失を与えずに、国民の食生活が豊かで健康なものであるために植物検疫制度の運用を行っていただきたく思います。そのためにも暫定的に科のレベルで検疫対象としているリスク評価が未了群について順次速やかにリスク評価を終了させていただきたいと思っております。</p>	<p>病害虫リスク分析が未了であるため暫定的に検疫有害動植物としている病害虫については、計画的かつ速やかにリスク分析を実施し、今後も検疫の対象とすべきかどうか、検疫の対象とする場合どのようなリスク管理措置が適当かを決定し施策に反映して参ります。</p>
非検疫有害動植物リストに新たに追加される病害虫について	消費者団体会員(女性)	<p>「国内農林業に新たな被害を及ぼす可能性が無視できる」として、検疫対象となっていない病害虫種が、その後置かれた環境により、これまで知られていないような被害を発生するように変異してしまった場合、そのような病害虫が我が国に入ってきて国内農林業に何らかの影響が起こる可能性があるのではないかと考えております。例えば、カメムシ類は日本にも沢山いるので検疫の対象にはならないものが多いと考えますが、この虫は環境に随分と順応していくものだという話を聞いており心配しております。</p>	<p>非検疫有害動植物として扱う病害虫について、海外に系統やバイオタイプといった同一種において変異があることが確認された場合には、その変異により加害性の違いがあるか等明確な科学的知見等を調査し、国内農林業に被害を及ぼす可能性が無視できることを確認しております。しかし、ご指摘のとおり、病害虫の種類によっては今後予測できない変異が生じる可能性は否定できません。そのため、常日頃から海外の病害虫の最新のリスク情報や文献等の調査を実施し、早期に対応できるように努めております。もし、海外において新たな被害を及ぼす可能性についての知見が認められた場合には、速やかに病害虫リスク分析を実施し、その結果に基づき、必要があると判断された場合には適切なリスク管理措置を実施して参ります。</p>
	研究者(男性)	<p>見直し案修正案の8ページの別紙3について、これは病害虫リスク分析の結果に基づき除外するのではなく、本文1(4)の④でいうところの「国内で広く発生している病害虫のうち、国内農林業に新たな影響の被害を及ぼす可能性が無視できることが確認された種」に相当するのだと思っております。</p> <p>もちろん、有効な防除手段があるかないかとか、今以上の新たな被害が発生する可能性が低いということは、リスク分析の結果として出てくることなのかもしれませんが、ただリスク分析と書かれているだけなので、ちょっと根拠が分かりませんでした。</p> <p>たとえば、タマネギバエは北海道のタマネギ生産では大きな被害が出ますし、トゲシラホシカメムシは、斑点米カメムシの1種です。イネ害虫のうち斑点米カメムシは、国内での被害は大きいといわれます。</p> <p>以上のことを考えると、「リスク分析の結果に基づき除外する」という表現は、言葉足らずのような気がしました。</p>	<p>見直し案修正案の別紙3において、「病害虫リスク分析の結果に基づき、…」としてしまうのでは言葉足らずであるのご指摘を踏まえ、再修正案では「<u>病害虫リスク分析の結果に基づき、国内で広く発生している病害虫のうち、国内農林業に新たな被害を及ぼす可能性が無視できることが確認された…</u>」と修正いたしました。併せて、別紙1及び別紙2についても同様と考え、それぞれ再修正案のとおり見直しました。</p>